

第 11 次 大阪市交通安全計画の概要

- ・交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、大阪市域における陸上交通（鉄道事業等を除く）の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの。
- ・計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度（5 か年）
- ・目 標：➤交通事故死者数 26 人以下 ➤重傷者数 695 人以下

計画の基本的な考え方

1 交通事故のない社会をめざして

- ・真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、安全で安心して暮らし、移動することができる社会を実現することが極めて重要です。
- ・人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会をめざします。

2 人優先の交通安全思想

- ・高齢者、障がい者、子ども等、道路交通において弱い立場にある歩行者の安全を確保するための「人優先」の交通安全思想を基本として、あらゆる施策を推進します。

3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

- ・高齢化社会の進展によって生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが必要です。
- ・高齢になっても安全に移動することができ、年齢や障害の有無等に関わりなく安心して暮らせる「共生社会」を構築することをめざします。

4 交通社会を構成する要素に係る安全対策

(1) 人間に係る安全対策

- ・市民一人ひとりが、前向きな意識を持つようになることが重要であることから、交通安全に関する教育、啓発活動を充実させます。

(2) 交通環境に係る安全対策

- ・道路網や施設の整備などを行うとともに、人と自動車の分離を図るなど、事故の危険を排除する施策を充実させます。

5 特に注視すべき事項

(1) 人手不足への対応

- ・人材の質を確保し、安全教育を徹底する等に取り組むことにより安全が損なわれることがないようにします。

(2) 高まる安全への要請と交通安全

- ・確実に交通安全を図るためには、多様な専門分野間で、一層柔軟に必要な連携を行います。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

- ・ライフスタイルや交通行動への影響と、これに伴う交通事故発生状況や事故防止策への影響を注視し、必要な対策を臨機に行います。

6 救助・救急活動及び被害者支援の充実

- ・交通事故被害を最小限に抑えるための迅速な救助・救急活動や負傷者の治療の充実等を図ります。

7 参加・協働型の交通安全活動の推進

- ・市民が交通安全に関する施策に計画段階から参加できる仕組みづくりを行うとともに、地域の特性に応じた取組みが可能となるような参加・協働型の交通安全運動を推進します。

今後の道路交通安全対策を考える視点

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

- ・高齢者の死者数が交通事故全体の38%を占めていることから、高齢者の行動特性を考慮した対策や高齢者の移動を支える対策を推進します。
- ・子どもを交通事故から守るための道路整備や幼児から高齢者まで段階的な交通安全教育の普及啓発活動の推進を図ります。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

- ・人優先の考え方の下、生活道路等を安全安心な歩行空間として確保する対策を推進します。
- ・自転車の交通事故件数が全体の43%を占めていることから、交通マナー向上のための普及啓発を推進します。

(3) 生活道路及び幹線道路における安全確保

- ・生活道路での速度抑制を図る道路環境整備や啓発の強化、幹線道路から生活道路への流入防止のための整備の取組を推進します。

(4) 交通実施等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- ・ETC2.0から得られたビックデータを活用し、よりきめ細かな対策を推進します。

(5) 地域が一体となった交通安全対策の推進

- ・交通安全対策について、地域の実情やニーズを十分に踏まえつつ行政、関係機関・団体等と地域住民とが協働により取り組みます。

講 じ よ う と す る 施 策

1 道路交通環境の整備

○ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・最高速度30キロメートル毎時の区域規則「ゾーン30」の整備推進
- ・車両速度抑制や通過車両の抑制によるエリア対策
- ・通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安全安心な歩行空間の確保
- ・高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間の整備

○ 幹線道路における交通安全対策の推進

- ・事故危険個所対策の推進及び適切に機能分担された道路網の整備

○ 交通安全施設等整備事業の推進

- ・道路管理者と警察が連携して道路環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化の推進

○ 高齢者等の移動手段の確保・充実

- ・公共交通サービスの改善を図るとともに、持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組の推進

○ 歩行者空間のバリアフリー化

- ・駅、公共施設等を結ぶ安全安心な歩行空間のバリアフリー化を推進

○ 無電柱化の推進

- ・歩行者空間の安全、快適性の向上を目的にさらなる無電柱化の推進

○ 自転車通行空間整備

- ・「大阪市自転車通行環境整備計画」に基づき、安全で快適な通行空間の整備を推進
- ・放置自転車の削減を進めるため、自転車駐輪場の設置や正しい駐車方法の啓発を推進

○ 交通需要マネジメントの推進

- ・公共交通の利用促進等を図り、自動車利用の適正化を推進

○ 災害に備えた道路交通環境の整備

- ・災害に備えた道路及び交通安全施設等の整備の推進
- ・災害発生時における情報提供の充実

○ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- ・道路の使用及び占用の適正化等を推進
- ・道路の破損、欠陥時の迅速かつ的確な通行禁止・制限

○ 踏切道における交通の安全についての対策

- ・抜本的な交通安全対策である、連続立体交差等を促進

2 交通安全思想の普及啓発

- ライフステージに合わせた取り組み
 - ・それぞれのステージにあった交通安全教育の推進
 - ・成人や高齢者自身の交通安全意識の向上や地域が一体となった交通安全教育の推進
- 交通安全運動の推進
 - ・交通安全運動の組織的、継続的な展開
- 移動手段別の取り組み
 - 〈歩行者に対する取り組み〉
 - ・横断歩道を渡る、反射材用品を身に着ける、“歩きスマホ”の防止などの啓発や交通安全教育を推進
 - 〈自転車運転者への取り組み〉
 - ・車両としての交通ルールの遵守、ヘルメット着用の推奨、灯火の徹底、“ながらスマホ”の根絶などの啓発や交通安全教育を推進
 - 〈自動車運転者等への取り組み〉
 - ・後部座席を含めたシートベルトの着用の徹底、飲酒運転の撲滅、妨害運転（あおり運転）の撲滅、“ながらスマホ”の根絶などの啓発や交通安全教育を推進
- 広報活動等の取り組み
 - ・テレビ、インターネット、街頭ビジョン等あらゆる媒体を活用し、また、実効性を上げるため具体的に訴求力の高い広報の実施
 - ・家庭や地域団体とも連携を図りながら、時機にかなった気運の醸成や普及啓発の実施
 - ・報道機関への積極的な情報提供
 - ・交通安全運動などのキャンペーンについては、ターゲットに応じた様々な規模で実施するとともに、学校や地域団体と協働して実施

3 自動車駐車対策の推進

- ・「大阪市駐車基本計画」に基づき、交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策の推進

4 道路交通秩序の維持

- 交通指導の強化等
 - ・歩行者及び自転車利用者の事故防止等を図るため、事故多発路線等での街頭指導活動を強化
- 暴走族等対策の推進
 - ・青少年健全育成の観点から、関係機関・団体等と連携を図りつつ、家庭、学校等における適切な指導の促進

5 救助・救急活動の充実

- 救助・救急体制の整備
 - ・救助体制の整備・拡充
 - ・多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
 - ・救急救命士の養成・配置等の促進
- 救急医療体制の整備
 - ・救急医療機関等の整備
 - ・救急医療担当医師・看護師等の養成等
- 救急関係機関との協力関係の確保等
 - ・救急医療機関、消防機関等との緊密な連携・協力関係を推進

6 交通事故相談活動の推進及び交通事故被害者支援の充実

- ・交通事故相談活動の周知に努める
- ・関係事業者の協力を得つつ、自転車運転手の損害賠償保険等への加入を促進

7 調査研究の充実

- 交通実態調査等の推進
 - ・交通安全対策、駐車対策等の効果的な推進に資するため、交通実態の多角的な調査の実施
- 交通安全教育に関する研究
 - ・各分野の専門家との連携・協力の下に交通安全教育等の調査研究を行い、交通安全思想の普及の徹底を図る。